

入居のしおり



社会福祉法人藤の木原福祉会
特別養護老人ホーム藤花・荻川

1 特別養護老人ホームとは

居宅において介護を受けることが困難な要介護高齢者が入居され、入浴、排泄、食事、その他日常生活上のお手伝い、相談及び援助、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話等のサービスを受けることができる介護保険施設です。

原則、要介護3～5の認定を受けた方が入居申込を行うことができます。要介護1又は2の認定を受けた方は、居宅において日常生活を営むことについてやむを得ない事由がある場合に、入居申込を受理することができます。

2 施設概要

運営主体	社会福祉法人藤の木原福祉会
施設名	特別養護老人ホーム藤花・荻川
施設種別	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
所在地	新潟市秋葉区田島109番地
定員	29名(全室個室)
ユニット数	3ユニット (9名:1ユニット 、 10名:2ユニット)
併設事業	荻川ほのぼの保育園

3 理念・方針について

■ 法人運営理念

「ともに」

私たちは、地域の様々なニーズに応え、全ての人がその人らしく、地域で安心して生活できるよう、利用者・家族・地域・職員が共に支え合い、高め合います。

上記、法人運営理念を基に、ユニットケアを実践しています。

■ ユニットケアとは

「ユニットケア」とは、自宅に近い環境の介護施設において、他の入居者や介護スタッフと共同生活をしながら、入居者一人ひとりの個性や生活リズムに応じて暮らしていけるようにサポートする介護手法のことを指します。

特別養護老人ホームなどの介護施設は、常時入居者を見守りながら必要に応じて介護できる体制をとっています。そのことによって、入居者に対して365日・24時間体制の安心・安全を実現しています。しかし、その一方で、多くの要介護状態の高齢者を介護するという施設の性格上、多くの人を効率的に介護しようとして、「集団ケア」にならざるを得ない面がありました。しかし今後は、入居者の尊厳ある生活を保障していくためには、一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した「個別ケア」が求められています。「個別ケア」を実現する一つの手法が「ユニットケア」なのです。

「ユニットケア」の最大の特徴は、入居者個人のプライバシーが守られる「個室」と、他の入居者や介護スタッフと交流するための「居間」(共同生活室)があることです。入居者10人前後を一つの「ユニット」として位置づけ、各ユニットに固定配置された顔なじみの介護スタッフが、入居者の個性や生活リズムを尊重した暮らしをサポートします。

4 設備について

■ 居室

2階に悠ユニット(10名)、紬ユニット(10名)、和ユニット(9名)が配置され、全室個室となっています。居室は7～8畳の広さで、エアコン、照明器具、介護ベッド、洗面台が備え付けてあります。居室は入居者様自身のお部屋となりますので、ご自宅での暮らしと同じように過ごせるように、家具などをお持込みください。(家具等が用意できない場合は事前にお声掛けください。)家電製品をお持込みされる場合は、1点ごとに電気代を別途いただきます。また、居室内では火気厳禁となりますのでご理解ください。

■ 共同生活室(リビング)

各ユニットに1箇所配置されています。ご自宅におけるリビング(居間)にあたります。家庭的な暮らしを感じていただけるような家具、家電を備え付けています。

■ 談話コーナー

各階のエレベーター前に設置します。気の合う仲間との交流の場、ご面会の方とお話しをして頂く場としてご利用ください。

■ 浴室

個人浴室2ヶ所(イスに座って入浴することもできます)、寝台浴(寝たまま入浴できます。)が配置されています。また、プライバシーに配慮し、脱衣室にはカーテンを備え付けています。

■ トイレ

各ユニットに3ヶ所ずつ設置しています。出来るだけトイレで排泄できるよう支援します。

■ 地域交流スペース

入居者様と保育園児の交流、地域の方との交流ができるよう、1階に配置しています。地域の方にも無料でお貸しすることができます。

5 生活、支援について

■ 生活全般について

入居者様の意向に沿って支援を行います。入居者様にユニット職員1名が居室担当として対応し、きめ細かなサービスに努めます。

■ ケアプランと24時間シート

ご自宅での暮らしと同じように生活していただけるよう、聞き取りシートを使用して、入居者様の意向等を細かく伺います。聞き取りシートをもとに、入居者様が起床してから就寝するまでをまとめた24時間シートを作成し、24時間シートに沿って支援します。

■ 起床

入居者様お一人お一人のペースに合わせ、好きな時間に起きていただきます。

■ 更衣

寝巻きから普段着、普段着から寝巻きに着替えていただくことで、メリハリのある生活を送っていただきます。

■ 整容

ご自身の居室にて洗顔、整髪、髭剃り、化粧等を行っていただきます。

■ 食事

食事は共同生活室で召し上がっていただくことを基本としますが、居室等のご希望の場所でも可能です。食事時間の目安は設定させていただきますが、入居者様の生活リズムに合わせてお好きな時間にお召し上がりいただけます。(1日2食をご希望の方にも対応します。)食事は、「おいしく、楽しく、食べたいものを食べたいときに」をモットーに支援させていただきます。食べ物の持ち込みは自由ですが、職員にお声かけだけお願いします。また、ご希望により外食や出前も可能です。

食事時間(目安) 朝食7:45～9:30 昼食11:45～13:30 夕食17:45～19:15

主食(ごはん、おかゆ)はユニットで炊きます。おかずは厨房(業務委託)で作り、ユニットで盛り付けます。家庭的な環境に近づけ、入居者様に暮らしを感じていただきます。

また、管理栄養士を中心に入居者様個々の好みや身体状況、疾病等を考慮し、栄養ケア計画を作成し食事に関する支援を行います。

■ 歯磨き

定期的に(原則1日3回)口腔内の清潔を保つ支援をさせていただきます。また、ご希望により協力歯科やその他の歯科医の往診等を受けることができます。

■ 排泄

お一人お一人の尿量測定を行い、排泄リズムや尿量に合った排泄用品を使用していただきます。また、出来るだけトイレでの排泄を支援します。プライバシーに配慮し、同性での支援や声かけ等の工夫を行います。

■ 入浴

基本的に週2回入浴していただきます。入浴回数、時間帯、曜日や同性での支援等のご希望に出来る限り対応します。

マンツーマンで支援を行い、プライバシーに配慮しながらゆったりと入浴していただきます。シャンプー、ボディソープ等は用意しておりますが、お好きなものをご用意いただくこともできます。

■ 移動・移乗

入居者様の状態に合わせ、車いすや歩行器等の福祉用具を用意しています。特殊な用具については、個人購入となる場合もございます。

■ 余暇

居室、共同生活室等のお好きなところでお好きなことをして過ごして頂きます。ご希望により趣味活動や個別での外出も支援します。集団で行う体操やレクリエーションは行っておりません。

■ 行事

施設全体の行事として、地域交流を兼ねた納涼祭を行います。その他、季節を感じられる行事等をユニット毎に企画します。

■ 外出・外泊

安全確認のため事前にお話しただけいただければ、いつどこに外出、外泊していただいても構いません。施設へのお帰りが遅れる場合や、外泊日程を延長される場合にはご連絡ください。買い物等の個別の外出支援も行います。

■ 嗜好品について

飲酒、喫煙は医師からの制限がない限り、入居者様の意向に沿って支援します。喫煙される場合は、屋外の所定場所のみとなりますのでご了承ください。

■ 就寝

消灯時間等はなく、入居者様の生活リズムに合わせて支援します。睡眠導入剤等の内服に頼りすぎずに安眠していただけるよう工夫します。

■ 夜間の対応

基本的には2時間毎に安全確認のため訪室させていただきますが、ご希望に沿って対応します。

■ 施錠

防犯等の観点から、施設の正面玄関は20:00～翌朝8:00まで施錠します。また、各居室は入居者様のご希望により施錠等を行うことができます。

■ 見守り

入居者様の安全に配慮し見守りを行います。自由を奪うことがないように適切な距離感を保って対応致します。

■ 機能訓練(リハビリテーション)

生活の中での動作をご自分の力で行うことができるよう、また、今できることを維持できるよう、日常生活動作の中でできるリハビリを中心に実施します。

■ 医療体制

入居者様が安心して生活できるよう、健康管理、必要な医療処置等を行うため、看護職員が日中配置されています。夜間は緊急時の電話連絡により対応を行います。

嘱託医(てらしま外科内科クリニック 寺島哲郎先生 外科、内科)により、毎週水曜に往診を行います。

協力病院は「下越病院」です。24時間の連絡体制を確保し、状態急変時の対応を行っています。

治療の場ではなく、暮らしの場であるため、医療行為の内容によっては困難な場合もございます。

医療機関への受診はこちらで行いますが、ご家族様に付き添い等の依頼をさせていただくことがございます。また、入院が決定した場合には、ご家族様の立会いが必要となりますので、ご協力をお願いします。

看護職員は夜間不在ですが、緊急時の連絡により駆けつける体制となっております。

容態の急変時等には、入居契約の際にお伺いしているご家族様へ緊急連絡をさせていただきます。

入院された場合には3ヶ月程度居室を確保させていただきます。退院後の入居者様の生活に支障がないよう、入院中に医療機関へ伺い、状況の確認をさせていただきます。3ヶ月を超える入院が見込まれる場合には、生活相談員より、今後の生活についてご相談させていただきます。

■ 健康管理

体温、血圧、脈拍の測定や様子観察により、入居者様の健康状態の把握に努めます。状態の変化がみられた場合は、嘱託医、看護職員を中心に速やかに対応します。

■ 服薬

入居者様の内服薬、外用薬等の管理、服薬の支援を行います。

■ 看取り

医師より医学的知見から回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断された場合、ご希望に応じて看取りケアを行うことができます。最期まで尊厳を保ち、その人らしく暮らすことができるよう支援します。どこで、どのように最期を迎えたいか、ご意向をお聞かせください。

■ 連絡

入居者様の生活に使用する日用品等が必要な際、体調が急変された時等にはお電話をさせていただきます。

また、毎月「様子報告書」を作成し、請求書と合わせてお送りします。

■ 相談窓口

ご意見、ご要望、苦情の受付は下記の通りとなります。

①正面玄関風除室に備え付けの意見箱

②別紙記載の担当者への相談

遠慮なくお聞かせください。

苦情、相談の具体的な流れについては、別紙「入居者等からの苦情及び相談を解決するために講ずる措置の概要」をご覧ください。

■ その他

ご家族様が宿泊される場合は職員にお申し付けください。簡易ベッドを入居者様の居室にご用意します。ご家族様の宿泊については料金はいただきません。

地域福祉、地域医療に従事する者の養成を責務であるため、当施設では積極的に実習生の受け入れを行います。個人情報保護などに十分注意して参りますのでご理解ください。

■ ご家族様へ

入居者様の施設に対する要望を代弁できるのはご家族様です。

面会は自由です。ご家族様にしかできないことがありますので、できる限り面会にいらしてください。夜間の面会の場合は、お手数ですが施設までご連絡ください。また、入居者様のお知り合いの方々もいつでも面会にいらしていただけるようお声かけください。

また、ご本人様がお会いになりたくない方の面会はお断りすることがあります。

住所を施設に移された方は、郵便物が施設に届きます。郵便物は事務所で預かりしますので、ご家族様のご都合の良いときに受け取りにいらしてください。

入居者様の暮らしぶりや状態等について、毎日記録を行います。ご希望があれば記録をいつでもお見せしますのでお声かけください。記録の開示にあたっては、ご本人様に不利益となるようなことがないよう配慮します。

6 職員体制

職種	配置数・備考
管理者	1名
介護支援専門員	1名(本体施設「藤花」に配置)
生活相談員	1名
管理栄養士	1名(本体施設「藤花」に配置)
医師	1名
看護職員	1名以上(機能訓練指導員と兼務)
機能訓練指導員	1名以上(看護職員と兼務)
介護職員	10名以上

※夜間は計3ユニットに対し2名の介護職員が対応する他、夜間受付1名で対応します。

7 安全対策

■ 防災対策

耐火建築物であり、スプリンクラー、自動火災報知設備等の防火設備を備えています。火災、地震、風水害等に対応できるよう、災害毎に防災計画を作成し、定期的に防災訓練を行っています。

■ 防犯対策

20時から8時までは防犯対策として施錠しています。施錠している時間帯にご用がおありの方は、夜間受付の者にお申し付けください。

現金や貴重品をお持ちいただいても構いませんが、紛失した場合は施設での責任を負えませんのでご了承ください。

■ 衛生管理

感染症の予防、拡大防止のための措置を行います。

■ 事故対策

介護事故等の発生防止のため、リスクマネジメント委員会を設置し、予防策等を検討し職員に周知しています。また、年2回以上、事故予防や事故発生時の対応についての研修を行っています。

事故予防は重要課題であり、安全の確保を最大限配慮しますが、事故は起こり得るものであることをご理解ください。また、感知センサー等は、入居者様ご自身の意に反して使用しない方針であることをご理解ください。

万一、事故が起きてしまった場合は、経緯の説明をさせていただきます。

■ 権利擁護

入居者様の権利侵害になるような行為(身体拘束、虐待、個人情報漏えい、その他の不適切なケア)を行いません。

8 利用料金・支払方法

■ 利用料金

契約書・重要事項説明書 別紙(料金表) を参照してください。

■ 支払方法

ご利用料金は毎月月末締めで計算し、2か月後の月末に請求書の発行となります。

支払方法は、現金でのお支払い、口座振替(引落し)、口座振込よりお選びいただけます。

口座振替の場合は、ご利用の3か月後の26日に引き落としとなります。手数料80円をご負担いただきます。(ゆうちょ銀行、新潟県外の銀行等の一部金融機関はご利用いただけません。)

振込の場合、振込手数料をご負担いただくことになりますのでご了承ください。

9 持ち物について

入居が決定した場合、引っ越しはご家族様、関係者様でお願いします。状況に応じ、施設職員も協力しますのでご相談ください。

出来るだけご自宅での暮らしぶりと同じ環境が作れるよう、入居者様ご自身が使用されていたものは何でもご持参ください。(火気類のみ禁止となりますのでご注意ください。)

ご持参いただいた家具、その他の物品についての破損や紛失等は責任を負えませんのでご了承ください。

金品等の保管をご希望される場合は、特別養護老人ホーム藤花預り金規程により、金品を施設でお預かりすることができますので、生活相談員までご相談ください。

尚、入居者様の権利擁護及び防犯の観点から、ご本人又はご家族様、成年後見人に指定された方による管理をお勧めします。

現金を居室にて保管されたい場合は、手提げ金庫等をご用意されることをお勧めします。あくまでも自己管理でお願いします。

現金をお持ちにならない場合で、医療機関の受診や嘱託医の往診等の費用、日用品の購入等が必要な場合は、施設にて実費を立て替えることができます。立替金は、立て替えた月のご利用料金の請求書に計上させていただきます。

※ 別紙「入所時に必要なもの」を参照し、ご不明点は生活相談員にお尋ねください。

10 入居申込・入居判定～契約までの流れ

